

千葉県における中小企業者のための官公需確保対策等について

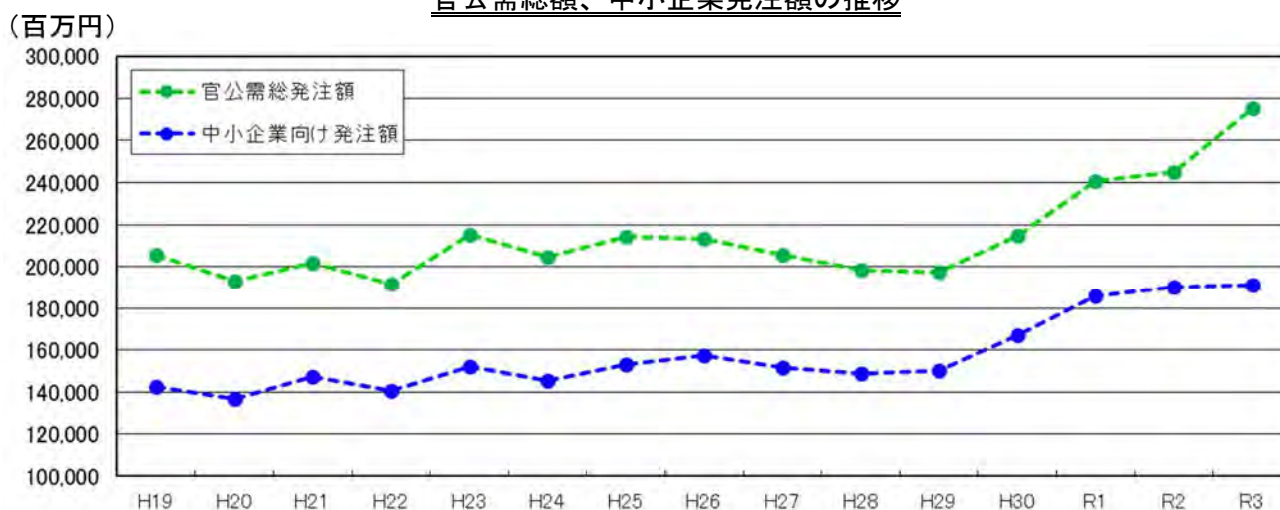
1 千葉県の官公需契約実績

(単位: 件、百万円)

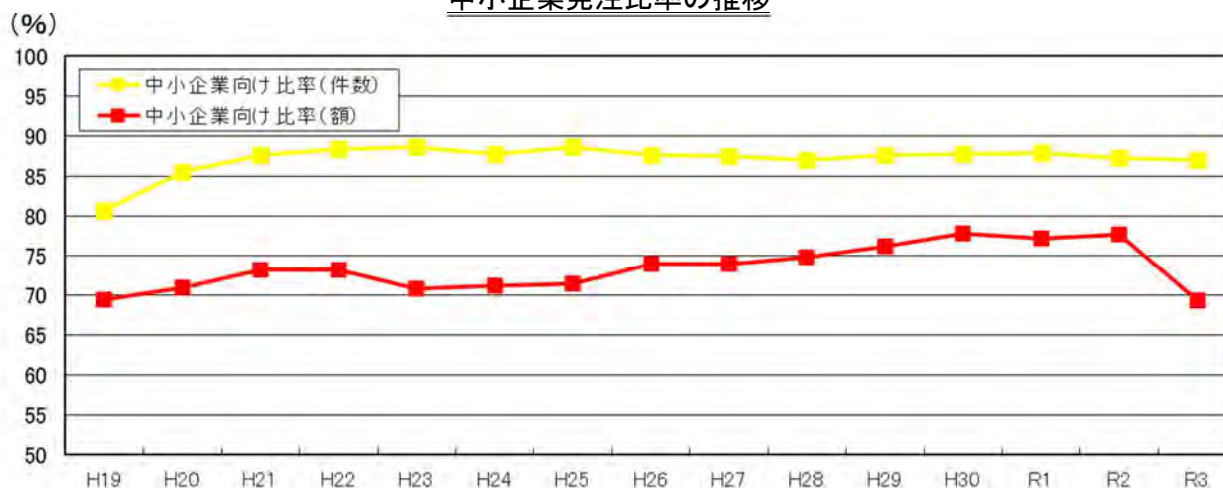
区 分		平成 19 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2年度	3年度
件 数	官公需総数	210,503	184,212	185,413	186,031	189,340	180,609
	中小企業向け発注数	169,833	161,555	162,771	163,516	165,311	157,179
	中小企業向け比率(%)	80.7	87.7	87.8	87.9	87.3	87.0
金 額	官公需総額	205,575	197,337	214,966	240,613	244,853	275,605
	中小企業向け発注額	142,693	150,275	167,318	185,884	190,109	191,019
	中小企業向け比率(%)	69.4	76.2	77.8	77.1	77.6	69.3

* 官公需実績は、県（一般会計・特別会計）、公営企業（企業局、病院局）、公社（住宅供給公社、道路公社等）の工事、役務及び物品で、中小企業に発注が可能な契約を対象としている。

官公需総額、中小企業発注額の推移



中小企業発注比率の推移



2 千葉県中小企業の振興に関する条例・ちば中小企業元気戦略

(1) 千葉県中小企業の振興に関する条例（平成19年3月16日条例第5号）

千葉県では、中小企業の経営基盤の強化を図るため、「千葉県中小企業の振興に関する条例」（公布日施行。平成29年12月28日一部改正）を制定し、「中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする」ことを明記しています。

(受注機会の確保)

第19条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【趣 旨】

官公需対策については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条を受け、千葉県では「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を作成し、実施していますが、中小企業振興の条例の制定にあたり、このことを特に明記しています。

中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではありません。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(2) ちば中小企業元気戦略

県内中小企業の現状と課題等について幅広く意見交換を行うために、県内各地域において、中小企業・小規模企業等と「地域勉強会」、市町村・商工団体と「円卓会議（ラウンドテーブル）」を開催しています。また、その結果を踏まえ、中小企業者や経験者等を委員とする「中小企業振興に向けた研究会」では、中小企業の課題や方策等を幅広く検討しています。

平成18年12月に、中小企業振興の県の基本方針「ちば中小企業元気戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を講じています。その後の経済情勢の変化や、国の新たな中小企業施策、県総合計画等を踏まえ、平成30年2月には「第4次ちば中小企業元気戦略」を策定し、「官公需施策の推進」を重要な施策の一つに位置付けて取り組んでいます。

3 中小企業者に対する県の官公需契約の方針

県では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものとして「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、特に県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとしています。

【主な項目】（抜粋）

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 地域の中小企業者の活用等

- ア 物品等の一般競争入札等において、「地域要件」の設定
- イ 一般競争入札における総合評価方式の評価項目として「地域精通度等」の設定
- ウ 「県産品」や「地域産業資源を活用した物品」等発注への配慮

(2) 分離・分割発注の推進

(4) 適正価格による発注

- イ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（工事）
- ウ 総合評価方式の導入・拡充（工事等）

（その際、評価項目として地域要件、地域への精通度等の設定に努める）

(7) 官公需適格組合等の活用（制度の周知、事業協同組合等の受注機会の増大）

(8) 競争契約における受注機会の増大

(11) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

- ア 技術力の正当な評価
- イ 「千葉ものづくり認定製品」の利用

(12) 調達手続の簡素・合理化（電子入札制度の導入等）

(13) 中小企業者の自主的努力の助長

- ア 電子的手段による官公需に関する情報の提供
- イ 官公需に係る相談窓口の設置と情報の提供
- ウ 中小企業者の研究成果に関する情報の周知等
- エ 売掛債権の譲渡禁止特約の不適用

2 官公需に係る施策の推進

- (1) 各部局の契約担当職員等に対する施策を周知徹底
- (2) 市町村、関係団体等に対する施策の周知徹底
- (3) 公社等外郭団体に対する要請

4 入札制度等の主な改正状況

建設工事・建設工事等に係る業務委託

(1) 国土強靱化予算で執行する工事の早期執行のための対策

早期かつ確実に国土強靱化事業を進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、国土強靱化予算で執行する工事については、予定価格1億円未満の工事に指名競争入札を適用することとし、これらの工事にはすべて最低制限価格制度を適用しました。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和の拡充

建設会社の技術者の効率的な活用を促すため、現場代理人の兼務については、県発注工事同士の兼務を認めていますが、これを国、市町村発注工事についても兼務可能（3件まで）に変更しました。

(3) フレックス工期契約制度の余裕期間の延長

「手持ち工事」がある建設会社の積極的な入札参加を促すため、建設会社が「新規受注工事」の着手時期を柔軟に設定できる「余裕期間」を工期内に付加し、「手持ち工事」と「新規受注工事」工事実施期間の重複解消に向け、フレックス工期契約制度を導入していますが、これまで「余裕期間」を通常工事60日以内としているものを、さらに効率的な活用を促すため、90日以内（債務負担行為に係る契約で前金払がないものは90日以内としているものを120日以内）に延長しました。

(4) 競争入札における一者入札の有効化

競争入札における一者入札については、一定の地域要件を満たす場合のみ認めているところですが、入札不調の発生状況を鑑み、一般競争入札については、地域要件に関わらず全ての案件について一者入札を有効にしました。

(5) 再度入札の運用見直し

予定価格超過に伴う再度入札については、これまで原則1回までとじていますが、受注意欲の高い業者の再度入札を促すため、原則2回までに変更しました。

(6) 業務委託における「一抜け方式」の導入

業務委託の円滑な業務の履行の観点から、建設工事に関する業務委託において「一抜け方式」を導入しました。

(7) 業務委託における総合評価方式の試行導入

公共工事の品質確保に重要な設計業務の品質向上を図るため令和4年9月から、県土整備部が発注する土木設計業務のうち、道路の予備設計など高い知識や構想力・応用力を要する業務について、価格と技術力の両面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（一般競争入札）を試行導入することとしました。

5 官公需に関連する取組事例

(1) 官公需相談窓口の設置

中小企業の官公需受注機会の増大を図るため、「官公需契約の仕組み」、「官公需受注のための資格」、「入札の手続き」などの相談に応じて助言等を行う目的で、千葉県庁関係課、官公需関係出先機関など49箇所に官公需の総合相談窓口を設けています。

(2) 国や県の官公需施策の周知

ア 各種会議での説明

市町村の契約担当者等を対象にした各種会議において、官公需に関する県制度や取組を紹介し、地域活性化の観点から県の取組を参考に中小企業者への官公需契約の受注機会の確保に努めるよう依頼しています。

イ 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等官公需施策の通知

毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」をはじめ、その他の官公需に関する施策について、県の関係部署（61部署）、外郭団体（17団体）、市町村（54市町村）、一部事務組合（44機関）に通知し、周知に努めています。

(3) ものづくり関連事業

ア 千葉ものづくり認定製品

千葉県内の中小企業が有する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、国内外へ広く情報を発信します。

《これまでの実績》

- ・千葉ものづくり認定製品 ⇒ 平成18年度：21製品、平成19年度：14製品
平成20年度：11製品、平成21年度：11製品
平成22年度：12製品、平成23年度：16製品
平成24年度：15製品、平成25年度：12製品
平成26年度：12製品、平成27年度：8製品
平成28年度：6製品、平成29年度：6製品
平成30年度：15製品、令和元年度：6製品
令和2年度：7製品、令和3年度：8製品
(平成18年創設。延べ180製品を認定。)
- ・トライアル発注事業 ⇒ 平成19～21年度に購入した3製品について、
製品の使用評価・効果まとめ公表している。
(製品の購入は、19～21年度で終了。延べ14製品)

イ 千葉県ものづくりネットワーク

県内ものづくり産業のブランドイメージの向上、技術連携、販路開拓等を目的に、ホームページを活用して、「県内企業のセールスポイント」や「県内企業が持つ技術の強み」など、ものづくり産業を支える優れた技術力を情報発信します。

中小企業者に対する県の官公需契約の方針

平成 21 年 12 月 16 日改定

県内の企業の大多数を占める中小企業は、多くの雇用の場を提供するとともに、その多様な事業活動を通じて、本県経済を支える存在として、また、地域社会の担い手として県民生活の向上に大きく貢献している。

そこで県は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものとし、中小企業者に関する県（公営企業を含む。以下同じ。）の官公需契約の方針を次のとおり定める。

県は、県の契約の締結に当たっては、予算の適正かつ効率的な執行に留意し、政府調達協定等との整合性を確保しつつ、厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であることを踏まえ、「中小企業基本法」第 3 条及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」第 3 条に掲げる基本理念にのっとり、中小企業の経営基盤の強化を図るため、この方針に基づき、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、県の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 地域の中小企業者の活用等

ア 県は、物品等の発注に当たり一般競争入札等を行う場合には、競争性の確保を図りつつ、当該契約の内容等に応じ、入札参加者に係る地域要件を設定するなどして、県内中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

また、出先機関においても、同様に、地元中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

イ 県は、一般競争入札において総合評価方式を行う場合は、地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等に努めるとともに、その他の契約においても同様の観点から県内中小企業者等の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。

ウ 県は、県産品や地域産業資源を活用した物品等の発注に配慮することにより、県内中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

県は、物品等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることから、こうした要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 早期施行に向けた取組及び適正な納期・工期の設定

県は、物品等の発注に当たっては、経済・雇用情勢に対応し、可能な限り早期施行に努めるものとする。その際、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(4) 適正価格による発注

ア 県は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の動向等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

イ 県は、工事の発注に当たっては、適正価格による契約の推進のため、改正された低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の周知徹底と適切な運用を図るものとする。

ウ 県は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。また、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(5) 随意契約制度の活用

県は、少額の契約案件に当たって、法令、規則等の規定に基づく随意契約制度の活用により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(6) 情報提供の促進

県は、中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、入札の予定及び結果に関する情報、官公需契約の実績に関する情報等の公表に努めるものとする。

(7) 官公需適格組合等の活用

県は、官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

(8) 競争契約における受注機会の増大

県は、一般競争入札及び指名競争入札を行うに際しては、極力同一等級格

付け区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

なお、物品の一括調達による発注を行う場合には、入札参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

(9) 中小企業者への説明の徹底

県は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(10) 銘柄指定の廃止

県は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接銘柄指定等を行わないものとする。

(11) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

ア 県は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者（新規開業中小企業者を含む。）の受注機会の増大に努めるものとする。

イ 県は、県内中小企業者が製造する優れた製品や独創的な製品を認定し、県内外に広く情報発信する「千葉ものづくり認定製品」について、そのトライアル発注制度の活用などにより、当該認定製品の利用に努めるものとする。

(12) 調達手続の簡素・合理化

ア 県は、競争入札参加資格審査申請手続及び入札・開札手続について、中小企業者の導入状況に留意しつつ、電子的手段の周知徹底と適切な運用を図るものとする。

イ 県は、競争入札参加資格者の審査について、市町村との審査事項の統一化を進めるなど、申請手続の簡素化等に努めるものとする。

(13) 中小企業者の自主的努力の助長

ア 県は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

また、競争入札参加資格申請の情報を公報等によるほか業界団体等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

イ 県は、官公需に係る相談窓口を設置し、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

ウ 県は、中小企業者の創業を支援するため、国、県等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る

等により、中小企業者の自主的努力の助長に努めるものとする。

エ 県は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、あらかじめ、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、売掛債権の譲渡禁止特約を適用しないこととする措置を講じておくこと等を通じ、流動資産担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

2 官公需に係る施策の推進

- (1) 県は、各部局の契約担当職員等に対し、中小企業者の受注機会の増大のための施策を周知徹底し、その推進を図るものとする。
- (2) 県は、市町村、関係団体等に対し、中小企業者の受注機会の増大のための施策の周知徹底に努めるものとする。
- (3) 県は、公社等外郭団体（公社等運営協議会を構成する団体）に対し、この方針の趣旨にのっとり、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

千葉県における入札・契約制度の改善状況（平成 16 年度以降）

令和 4 年 10 月 6 日作成

平成 16 年度

- 電子入札の試行
- 指名停止措置の強化（談合関係）

平成 17 年度

- 電子入札の一部導入
- 低入札価格調査制度の対象拡大（1 億円以上）
- ほ装施工管理技術者の配置（試行）
- 総合評価落札方式の試行

平成 18 年度

- 電子入札の対象拡大
- 一般競争入札の拡大（2 億円以上）
- 指名業者選定基準の改正（地域貢献の設定）
- 低入札価格調査制度の対象拡大（2 5 0 0 万円以上）
- 設計・施工一括発注方式、入札時 V E 方式の導入
- 不落随契の適用の厳正化
- 低入札価格調査制度の改正
（失格基準の導入・特別重点調査の試行・2 5 0 0 万円以上）

平成 19 年度

- 指名業者名の事後公表
- 一般競争入札等における選任配置予定技術者の複数化
- 談合情報対応マニュアルの見直し
- 暴力団介入に対する通報義務の制度化

平成 19 年度（平成 19 年 10 月）

- 一般競争入札の拡大（5 千万円以上）
- 総合評価落札方式の拡充
- 指名停止措置要領の改正
- 談合特約の改正
- 指名業者選定基準の改正

平成 20 年度（平成 20 年 10 月）

- 総合評価方式の評価内容の見直し（簡易型の加算点等）
- 低入札価格調査制度の見直し
- 予定価格の事後公表（試行）
- 談合情報対応マニュアルの見直し

平成 21 年度（平成 21 年 4 月～）

- 建設工事等委託業務における簡易公募型指名競争入札の試行
- 建設工事等委託業務における低入札価格調査の試行
- 委託業務等に係る指名業者名の事後公表
- 指名停止措置要領の見直し

平成 21 年度（平成 21 年 5 月～）

- ◇ 公共工事等の早期施行に向けた取組

平成 21 年度（平成 21 年 8 月～）

- 低入札価格調査制度の見直し（調査基準価格の算定方法等）
- 最低制限価格制度の見直し（価格算定方法）

平成 22 年度（平成 22 年 4 月～）

- 建設工事等委託業務における最低制限価格の試行
- 建設工事等委託業務における低入札価格調査の試行（拡大）
- 建設工事等委託業務における簡易公募型指名競争入札の試行（拡大）
- 建設工事等における見積公募方式の実施
- 総合評価方式の評価項目の見直し（企業の地域貢献度・施行能力等）

平成 23 年度（平成 23 年 4 月～）

- 建設工事請負契約約款等の改正
- ほ装工事における年間平均完成工事高の制限緩和の試行
- 低入札価格調査報告書の提出期限等の見直し
- 総合評価方式の評価項目の見直し（企業の施工能力・技術者の能力）
- ◇ 災害復旧事業の早期復旧に向けた手続の簡素化（時限）

平成 23 年度（平成 23 年 8 月～）

- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）
- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）

平成 24 年度（平成 24 年 4 月～）

- 総合評価方式の評価内容の見直し

平成 25 年度（平成 25 年 4 月～）

- 一般競争入札の期間短縮の事務手続（県土整備部で試行）
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大
- 公共工事に要する経費の前金払等取扱要領の改正（前金払を一律 4 割）

平成 25 年度（平成 25 年 7 月～）

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）
- 一般競争入札の期間短縮の事務手続（県土整備部の試行から全県での試行に拡大）

平成 26 年度 (平成 26 年 11 月)

- 一般競争入札における 1 者入札有効範囲の拡大
- 多様な入札方式の選択
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大
- フレックス工期契約制度の導入

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月～)

- 県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除
(当面は元請を対象)
- 建設工事の全ての入札における工事費内訳書の提出義務化
(5 千万円以上→全ての入札)
- 予定価格の事後公表の拡大 (1 億円以上→5 千万円以上)
- 県内中小企業の受注機会確保の強化
- 低入札調査基準価格 (又は最低制限価格) の算定方式の変更
(1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更
(2) 端数処理の変更
- 入札手続に関する期間の短縮 (県の全機関で本格施行)
- 談合情報対応マニュアルの見直し

平成 28 年度 (平成 28 年 4 月～)

- 総合評価方式における簡易型適用金額の引上げ
(1 億円以上→1 億 5 千万円以上)
- 総合評価方式評価項目の見直し
(過去の事故及び不誠実な行為の評価方法)

平成 28 年度 (平成 28 年 6 月～)

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の見直し (調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大

平成 28 年度 (平成 29 年 1 月～)

- 社会保険未加入業者の一次下請契約からの排除
(対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者)
- フレックス工期契約制度を全工事に適用できるよう拡大

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月～)

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の見直し (調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)

平成 30 年度

- 社会保険等未加入業者の下請契約からの排除 (二次以下への拡大)
- 入札結果への法定福利費の明記
- 談合その他の不正行為の排除の徹底
- 一般競争入札 (総合評価方式) における同時提出型の試行
- 入札関係書類の更なる電子化～電子入札システムの活用推進～

平成 31 年度 / 令和元年度

- 低入札価格調査及び最低制限価格基準の改定
- ◇ 災害復旧事業の早期実施に向けた指名競争入札の活用
(令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和元年 10 月
19 日の大雨又は令和元年 10 月 25 日の大雨による災害の復旧
事業が対象)

令和 2 年度 (令和 2 年 10 月～)

- 競争入札における 1 者入札の有効範囲の拡大
- 入札不調時の見積りの活用
- 入札結果等の公表の見直し
- 災害復旧に関する工事における指名競争入札の金額区分の拡大
- 指名停止期間の上限延長及び指名停止に係る承継規定の新設
- 総合評価方式の見直し

令和 3 年度 (令和 3 年 4 月～)

- 業務委託の発注見通しの公表
- 競争入札における一抜け方式の導入 (同時発注の場合)
- 談合情報対応マニュアルの改正
- 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の端数調整単位の見直し

令和 3 年度 (令和 4 年 3 月～)

- 国土強靱化予算で執行する工事の早期執行のための対策

令和4年度（令和4年4月～）

- 現場代理人の常駐義務の緩和の拡充
- フレックス工期契約制度の余裕期間の延長
- 競争入札における一者入札の有効化
- 再度入札の運用見直し
- 業務委託における「一抜け方式」の導入

令和4年度（令和4年9月～）

- 業務委託における総合評価方式の試行導入

【問合せ先】千葉県県土整備部 建設・不動産課 Tel 043-223-3113
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/kaizen/index.html>